

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

二 定義

1 「宇宙の開発及び利用に関する諸条約」とは、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（以下「宇宙空間探査等条約」という。）、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約及び宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約と

すること。

2 「人工衛星」とは、地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用する人工の物体とすること。

3 「人工衛星等」とは、人工衛星及びその打上げ用ロケットとすること。

4 「打上げ施設」とは、人工衛星の打上げ用ロケットを発射する機能を有する施設とすること。

5 「人工衛星等の打上げ」とは、自ら又は他の者が管理し、及び運営する打上げ施設を用いて、人工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これを発射して加速し、一定の速度及び高度に達した時点で当該人工衛星を分離することとすること。

6 「人工衛星管理設備」とは、人工衛星に搭載された無線設備（電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電气的設備及びこれと電気通信回線で接続した電子計算機をいう。）から送信された当該人工衛星の位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星に向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法その他の方法によ

りその位置を把握するとともに、人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するための信号を当該人工衛星に搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備とすること。

7 「人工衛星の管理」とは、人工衛星管理設備を用いて、人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し、これを制御することとする事。

8 「ロケット落下等損害」とは、人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後の全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等又は全部の人工衛星が正常に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケットの落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しょう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害とすること。ただし、当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者その他の当該人工衛星等の打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除くこととする事。

9 「ロケット落下等損害賠償責任保険契約」とは、人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害（テロリズムの行為その他その発生を保険契約における財産上の給付の条件とした場合に適正な保

除料を算出することが困難なものとして内閣府令で定める事由を主たる原因とする人工衛星等の落下、衝突又は爆発によるロケット落下等損害（以下「特定ロケット落下等損害」という。）を除く。）の賠償の責任が発生した場合において、これをその者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。）が埋めることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とすること。

1 0 「ロケット落下等損害賠償補償契約」とは、人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約その他のロケット落下等

損害を賠償するための措置によっては埋めることができないロケット落下等損害をその者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約する契約とすること。

1 1 「人工衛星落下等損害」とは、人工衛星の打上げ用ロケットから正常に分離された人工衛星の落下

又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しょう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害とすること。ただし、当該人工衛星の管理を行う者の従業者その他の当該人工

衛星の管理を行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除くこととする。

(第二条関係)

三 この法律の施行に当たつての配慮

国は、この法律の施行に当たつては、宇宙基本法第十六条に規定する民間事業者による宇宙開発利用の促進に関する施策の一環として、我が国の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る産業の技術力及び国際競争力の強化を図るよう適切な配慮をするものとする。

(第三条関係)

第二 人工衛星等の打上げに係る許可等

一 人工衛星等の打上げに係る許可

国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならないものとする。

(第四条関係)

二 欠格事由

欠格事由に該当する者は、人工衛星等の打上げに係る許可を受けることができないものとする。

三 許可の基準

内閣総理大臣は、許可の申請に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がその飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための安全に関する基準（以下「ロケット安全基準」という。）に適合していると認め、許可の申請に係る人工衛星の打上げ用ロケットの打上げ施設がその飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための打上げ施設の安全に関する基準としてその型式に応じて定める基準（以下「型式別施設安全基準」という。）に適合していると認め、かつ、許可の申請に係る人工衛星等の打上げの方法を定めた計画（以下「ロケット打上げ計画」という。）の内容が公共の安全を確保する上で適切なものであつて申請者がこれを実行する十分な能力を有すると認めるときでなければ、許可をしてはならないものとする。

四 変更の許可等

人工衛星等の打上げに係る許可を受けた者（以下「打上げ実施者」という。）は、人工衛星の打上げ用ロケットの設計等を変更しようとするとき（ロケット安全基準の変更があつた場合において当該許可

に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったとき及び型式別施設安全基準に変更があつた場合において当該許可に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣総理大臣の許可を受けなければならないものとする。こと。（第七条関係）

五 設計合致義務等

打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行うに当たっては、当該人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットを許可に係る設計に合致するようにするとともに、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、ロケット打上げ計画の定めるところに従わなければならないものとする。こと。（第八条関係）

六 損害賠償担保措置を講ずべき義務

打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていなければ、許可を受けた人工衛星等の打上げを行つてはならないものとする。こと。（第九条関係）

七 承継

打上げ実施者が許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行う場合、打上げ実施者である

法人が合併により消滅することとなる場合又は打上げ実施者である法人が分割により許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業を承継させる場合において、あらかじめ内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継するものとし、これらの認可をしない旨の処分があつたとき（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたとき）は、その許可は効力を失うものとすること。

（第十条関係）

八 死亡等による許可の失効

承継等の認可をしない旨の処分があつたとき（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたとき）のほか、死亡したとき、法人が解散したとき及び人工衛星等の打上げを終えたときは、その許可は効力を失うものとし、死亡したときはその相続人が、法人が破産手続開始の決定により解散したときはその破産管財人が、法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散したときはその清算人が、人工衛星等の打上げを終えたときは打上げ実施者であつた個人又は打上げ実施者であつた法人を代表する役員が、それぞれ該当することとなつたときから三十日以内に、

その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬこととする。

(第十一条関係)

九 許可の取消し

内閣総理大臣は、打上げ実施者が許可の取消事由に該当するときは、人工衛星等の打上げに係る許可を取り消すことができるものとする。

(第十二条関係)

十 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定

内閣総理大臣は、申請により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計について型式認定を行うものとする。

(第十三条関係)

十一 設計等の変更

型式認定を受けた者は、人工衛星の打上げ用ロケットの設計等を変更しようとするとき（ロケット安全基準の変更があつた場合において、当該型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットがロケット安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣総理大臣の認定を受けなければならないものとする。

(第十四条関係)

十二 型式認定の取消し

内閣総理大臣は、型式認定を受けた者が認定の取消事由に該当するときは、その型式認定を取り消すことができるものとする。こと。

(第十五条関係)

十三 適合認定

内閣総理大臣は、申請により、国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設について、これを用いて行う人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットの型式(その設計が型式認定等を受けたものに限る。)ごとに、適合認定を行うものとする。こと。

(第十六条関係)

十四 打上げ施設の場所等の変更

適合認定を受けた者は、打上げ施設の場所、構造及び設備等を変更しようとするとき(型式別施設安全基準の変更があつた場合において、当該適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたときを含む。)は、内閣総理大臣の認定を受けなければならないものとする。こと。

(第十七条関係)

十五 適合認定の取消し

内閣総理大臣は、適合認定を受けた者が認定の取消事由に該当するときは、その適合認定を取り消すことができるものとする事。 (第十八条関係)

十六 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の特例

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計について型式認定の申請を行うとき、又は、機構が、その管理し、及び運営する打上げ施設について適合認定の申請を行うときは、簡略化された手続によることができるものとする事。 (第十九条関係)

第三 人工衛星の管理に係る許可等

一 人工衛星の管理に係る許可

国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならないものとする事。 (第二十条関係)

二 欠格事由

欠格事由に該当する者は、人工衛星の管理に係る許可を受けることができないものとする事。

三 許可の基準

内閣総理大臣は、許可の申請に係る人工衛星の利用の目的及び方法が基本理念に即したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであると認め、許可の申請に係る人工衛星の構造が宇宙空間探査等条約第九条に規定する月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染並びにその平和的な探査及び利用における他国の活動に対する潜在的に有害な干渉（以下「宇宙空間の有害な汚染等」という。）の防止並びに公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれのないものとして定める基準に適合するものと認め、かつ、許可の申請に係る人工衛星の管理の方法を定めた計画（以下「管理計画」という。）において宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして定める措置及び人工衛星の管理の終了に伴い講ずる措置（以下「終了措置」という。）を講ずることとされており申請者が当該管理計画を実行する十分な能力を有すると認めるときでなければ、許可をしてはならないものとする。

四 変更の許可等

人工衛星の管理に係る許可を受けた者（以下「人工衛星管理者」という。）は、終了措置の内容や管理計画等を変更しようとするときは、内閣総理大臣の許可を受けなければならないものとする。

（第二十三条関係）

五 管理計画の遵守

人工衛星管理者は、人工衛星の管理を行うに当たっては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、管理計画の定めるところに従わなければならないものとする。

（第二十四条関係）

六 事故時の措置

人工衛星管理者は、許可に係る人工衛星の他の物体との衝突その他の事故の発生により、終了措置を講ずることなく人工衛星の管理を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、速やかに、その旨、当該事故の状況及び当該事故の発生後の人工衛星の位置の特定に資する事項を内閣総理大臣に届け出なければならないものとし、この場合において、その許可は効力を失うものとする。

（第二十五条関係）

七 承継

人工衛星管理者が許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行う場合、人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなる場合又は人工衛星管理者である法人が分割により許可を受けた人工衛星の管理に係る事業を承継させる場合において、あらかじめ内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継するものとし、これらの認可をしない旨の処分があつたとき（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたとき）は、その許可は効力を失うものとし、当該処分があつた日（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日）から百二十日以内に終了措置を講じなければならないものとする。

（第二十六条関係）

八 死亡の届出等

人工衛星管理者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならないものとともに、その許可は効力を失うものとし、人工衛星管理者が死亡したときにその者に代わって人工衛星の管理を行う者は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について内閣総理大臣の

認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に終了措置を講じなければならないものとする。

(第二十七条関係)

九 終了措置

人工衛星管理者は、許可に係る管理計画の定めるところにより人工衛星の管理を終了しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、終了措置を講じなければならないものとし、終了措置が講じられたときは、その許可は効力を失うものとする。

(第二十八条関係)

十 解散の届出等

人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、その許可は効力を失うものとし、その清算法人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。）は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に終了措置を講じなければならないものとする。

(第二十九条関係)

十一 許可の取消し等

内閣総理大臣は、人工衛星管理者が許可の取消事由に該当するときは、許可を取り消すことができるものとし、許可を取り消された人工衛星管理者は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、その取消しの日から百二十日以内に終了措置を講じなければならぬものとする。

(第三十条関係)

第四 内閣総理大臣による監督

一 立入検査等

内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、打上げ実施者、型式認定を受けた者、適合認定を受けた者若しくは人工衛星管理者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(第三十一条関係)

二 指導等

内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、打上げ実施者、型式認定を受けた者、適合認定を受けた者又は人工衛星管理者に対し、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の

確保を図るため、必要な指導、助言及び勧告をすることができるものとする。 (第三十二条関係)

三 是正命令

内閣総理大臣は、型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合せず、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式認定を受けた者に対し、ロケット安全基準に適合させるため、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができるものとし、適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合せず、又は型式別施設安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該適合認定を受けた者に対し、型式別施設安全基準に適合させるため、又は型式別施設安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な措置をとるべきことを命ずることができるとし、人工衛星管理者が管理計画の遵守義務に違反しているとき、当該人工衛星管理者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるとすること。 (第三十三条関係)

四 許可等の条件

この法律に基づく許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができるものとする。

(第三十四条関係)

第五 ロケット落下等損害の賠償

一 無過失責任

国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行う者は、当該人工衛星等の打上げに伴いロケット落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(第三十五条関係)

二 責任の集中

人工衛星等の打上げを行う者がロケット落下等損害を与えた場合において、その損害を賠償する責任を負うべき当該人工衛星等の打上げを行う者以外の者は、その損害を賠償する責任を負わないものとするが、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）の適用を排除するものと解してはならないものとし、また、ロケット落下等損害については製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定は適用しないものとする。

(第三十六条関係)

三 賠償についてのしん酌

ロケット落下等損害の発生に関して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができるとすること。（第三十七条関係）

四 求償権

人工衛星等の打上げを行う者がロケット落下等損害を与えた場合において、他にその損害の発生の原因について責任を負うべき者があるときは、その損害を賠償した者は、その者に対して求償権を有するものとするが、当該責任を負うべき者が当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者（当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。）であるときは、当該損害がその者又はその者の従業員の故意により生じたものである場合に限り、その者に対して求償権を有するものとする。（第三十八条関係）

五 ロケット落下等損害賠償責任保険契約

ロケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に関し、ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとし、被保険者は、ロケット落下等損害の被害者に対する損害賠償額について、自己が支払った限度又は当該被害者の承諾があつた

限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができるものとする。

(第三十九条関係)

六 ロケット落下等損害賠償補償契約

政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者の特定ロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、これを打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を損害賠償担保措置の賠償措置額に相当する金額を超えない範囲内で政府が補償することを約するロケット落下等損害賠償補償契約を締結することができるものとするほか、政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約、ロケット落下等損害賠償補償契約その他のロケット落下等損害を賠償するための措置によっては埋めることができないロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を、我が国の人工衛星等の打上げに係る産業の国際競争力の強化の観点から措置することが適当なものとして定める金額から当該打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償に充てられる損害賠償担保措置の賠償措置額に相当する金額を控除した金額を超えない範囲内で政府が補償することを約するロケット落下等損害賠償補償契

約を締結することができるものとする。

(第四十条関係)

七 ロケット落下等損害賠償補償契約の期間

ロケット落下等損害賠償補償契約の期間は、その締結の時から当該ロケット落下等損害賠償補償契約に係る人工衛星等の打上げを終える時までとすること。

(第四十一条関係)

八 補償金

政府がロケット落下等損害賠償補償契約により補償する金額は、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の期間内における人工衛星等の打上げにより与えたロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失について当該ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額までとするものとする。

(第四十二条関係)

九 ロケット落下等損害賠償補償契約の締結の限度

政府は、一会計年度内に締結するロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結するものとする。

(第四十三条関係)

十 時効

補償金の支払を受ける権利は、これを行使することができるときから三年を経過したときは、時効によつて消滅するものとする。

(第四十四条関係)

十一 代位

政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約により補償した場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が第三者に対して求償権を有するときは、政府が補償した金額又は当該求償権の金額のうちいずれか少ない金額を限度として当該求償権を取得するものとする。

(第四十五条関係)

十二 補償金の返還

政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づき補償金を支払った場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が返還事由に該当するときは、当該打上げ実施者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

(第四十六条関係)

十三 業務の管掌

ロケット落下等損害賠償補償契約に係る政府の業務は、内閣総理大臣が管掌するものとし、内閣総理大臣は、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないものとする事。

(第四十七条関係)

十四 業務の委託

政府は、政令で定めるところにより、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく業務の一部を保険者に委託することができるものとする事。

(第四十八条関係)

十五 損害賠償担保措置としての供託

損害賠償担保措置としての供託は、打上げ実施者の主たる事務所（国内に事務所がない場合にあつては、許可に係る打上げ施設の場所）の最寄りの法務局又は地方法務局に、金銭又は内閣府令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）によりするものとする事。

(第四十九条関係)

十六 供託物の還付

ロケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に関し、打上げ実施者が損害賠償担保措置とし

て供託した金銭又は有価証券について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする
と。
(第五十条関係)

十七 供託物の取戻し

打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを終え、かつ、ロケット落下等損害を与えないことが明らかとなつた場合等においては、内閣総理大臣の承認を受けて、供託した金銭又は有価証券を取り戻すことができるものとする。
(第五十一条関係)

十八 内閣府令・法務省令への委任

供託に関する事項については、内閣府令・法務省令で定めることができるものとする。

(第五十二条関係)

第六 人工衛星落下等損害の賠償

一 無過失責任

国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う者は、当該人工衛星の管理に伴い人工衛星落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(第五十三条関係)

二 賠償についてのしん酌

人工衛星落下等損害の発生に関して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができるものとする。 (第五十四条関係)

第七 雑則

一 宇宙政策委員会の意見の聴取

内閣府令を定めるに当たつての宇宙政策委員会への意見聴取について定めること。

(第五十五条関係)

二 財務大臣との協議

内閣府令を定めるに当たつての財務大臣への協議について定めること。

(第五十六条関係)

三 国に対する適用除外

国が行う人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理については、許可の適用除外とすること。

(第五十七条関係)

四 経過措置

この法律における所要の経過措置を定めることができるものとする

(第五十八条関係)

五 内閣府令への委任

この法律の施行に関し必要な事項を内閣府令で定めるものとする

(第五十九条関係)

第八 罰則

この法律における罰則を定めるものとする

(第六十条から第六十五条まで関係)

第九 附則

一 施行期日

この法律の施行期日について定めること

(附則第一条関係)

二 準備行為

この法律の準備行為について定めること

(附則第二条及び第三条関係)

三 経過措置

この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めること

(附則第四条関係)

四 検討

この法律の検討について定めること。

(附則第五条関係)

五 関係法律の整備

この法律の施行に伴う関係法律の規定の整備を行うこと。

(附則第六条から第九条まで関係)

六 政令への委任

この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を政令で定めるものとする

こと。

(附則第十条関係)